

「第5期大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（中間素案）」に対するご意見と回答

1 パブリックコメントの実施について

- (1) 実施期間 平成23年12月15日（木）～平成24年1月4日（水）
 (2) 実施結果 意見提出者4名、件数9件

項目	番号	ご意見の内容	回答の内容
第3章	1	介護と医療が連携したサービス体制を整えてほしい。	<p>重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支援するためには、介護サービス、介護予防事業と生活支援サービスの充実等を図るとともに、必要に応じた訪問看護の提供など、介護と医療の連携を強化することが重要になります。</p> <p>このような中であって、平成24年4月から、介護と看護の連携により24時間体制で、医療ニーズの高い重度の要介護高齢者を支えるためのサービスとして、定期巡回・随時対応サービスと複合型サービスが創設されます。</p> <p>第5期計画では、これらの新たな介護サービス事業所の参入が不透明であることから、サービス量は見込んでいませんが、今後は、事業所の参入を促進するなどして、介護と医療の連携を図り、要介護高齢者を24時間体制で、切れ目なく支援できる体制の構築に努めていきます。</p>
第3章	2	在宅介護が困難な時には、安心して人生の終わりを迎えられるような施設が必要であり、住み慣れた地域で支え合い、安心して過ごせる施設の整備を願う。	<p>介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活していくことができるようにするためには、介護サービスの充実が重要です。</p> <p>施設サービスでは、在宅生活が困難な重度の要介護認定者が優先的、重点的に利用できることを目標に掲げて、介護サービスの充実を図っていきます。</p>
第3章	3	施設において、医療依存度の高い方の受入が困難な事例があり、このような事例の方や体調が変わりやすい高齢者が安心してケアを受けられる施設の整備を願う。	同上

第3章	4	<p>在宅での生活が困難になっても、なかなか施設入所ができない事例があり、介護度が高い方や医療依存度の高い方が利用できる施設の整備を願う。</p>	同上
第3章	5	<p>予防給付サービスや介護予防事業を総合的かつ一体的に行うことができる介護予防・日常生活支援総合事業を導入すべき。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援1・2の対象者への予防給付サービス、二次予防事業対象者への介護予防事業を、総合的かつ一体的に行うことができるよう、平成24年4月から市町村の判断で実施できる事業です。</p> <p>この事業では、これまで保険給付外で行われていた地域支援事業のサービス（介護予防事業、生活支援サービス、権利擁護や社会参加など）を市町村が主体となり、総合的で多様なサービスとして提供することが可能になります。</p> <p>しかしながら、現時点では制度が整っているとは言えず、本市施策にどのような影響を与えるかを想定できる段階にないため、今後、詳細の把握に努めながら、第5期中に第6期以降の実施の可否等について検討することとします。</p>
第3章	6	<p>通所介護、短期入所生活介護等、通所系サービスについて、現在の事業所の定員では実態からして不十分と思われる。地域バランスを考慮した開設を求める。</p>	<p>通所介護と短期入所生活介護については、それらのサービスに加え、訪問介護を24時間体制で一体的に提供する小規模多機能型居宅介護を、日常生活圏域間のバランスを考慮しながら整備するという方針で、第4期計画から推進しているところです。</p> <p>具体的には、第4期計画では、平成23年度に古川中央地区、古川東部地区と鳴子温泉地区に各1箇所（各定員：25人）を整備中であり、第5期計画においても、古川中央地区と岩出山地区に各1箇所（各定員：25人）を整備する計画とし、順次、各日常生活圏域にバランスよく整備していきます。</p> <p>また、第5期計画における地域密着型を含む介護老人福祉施設の整備の際に、短期入所生活介護を併設する要件を付して事業者を公募し、定員数の増加を図ることで見込量を確保できる</p>

			と考えます。
第3章	7	介護老人福祉施設や介護老人保健施設について、入所待機状況等により新規開設は不可欠と思われる。将来展望を見据えた計画を策定すべき。	<p>待機者数の縮減と待機期間の短縮を図るため、平成26年度の開設を目指して、地域密着型介護老人福祉施設の新規整備2箇所（定員計：58人）を計画しておりましたが、第4回委員会の協議を経て、整備数2箇所のうち1箇所を介護老人福祉施設（定員80人）とするよう変更しています。</p> <p>これにより、地域密着型を含む介護老人福祉施設の新規整備の定員数は、当初の58人から51人増やして109人と計画します。</p>
第3章	8	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設について、利用しやすい施設として、待機者の解消策を合わせ、地域バランスを考慮し、支援策の強化を含めて積極的な開設を図るべき。	<p>認知症高齢者の居住の確保を図る等のため、平成26年度の開設を目指して、小規模多機能型居宅介護（定員25人）2箇所、認知症対応型共同生活介護（定員18人）2箇所の新規整備を計画します。</p> <p>また、待機者数の縮減と待機期間の短縮を図るため、平成26年度の開設を目指して、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人）1箇所の新規整備を計画します。</p> <p>なお、在宅サービスと施設・居住系サービスが一連の流れの中で連携を図りながら、複合的に提供できるシステムが、日常生活圏域内で完結するような仕組みを構築するため、可能な限り複合型事業所として整備するものとします。</p>
第4章	9	<p>肝心の介護保険の財源と保険料の算出等が欠落している中間素案では、パブリックコメントとして画竜点睛を欠く。</p> <p>市民の理解を得る必要性からして、介護保険の財源と保険料の算出等が案が出来た際に、再度のパブリックコメントを求める。</p>	<p>ご指摘のとおり、保険料の算出が先にありますと、必要とされる介護サービス見込量の計画値が正確に出せないことに併せ、案の成否ではなく建設的な意見を求める考えから、このようなサービス見込量までの中間素案段階で意見を求めたものです。</p> <p>このような考えから、再度のパブリックコメント実施しませんことを、ご理解願います。</p>